

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表十六号の項中「（千葉市稲毛区天台六丁目百八十一番五から同市中央区登戸一丁目十九番九まで及び同区寒川町一丁目七十九番六から同区蘇我町一丁目四十八番二までを除く。）」を削り、同表五十八号の項の次に次の一項を加える。

百 一 号	青森県南津軽郡浪岡町大字徳才子字山本百五番五十九から五所川原市大字福山字広富 四十五番四まで
-------------	---

別表三百五十七号の項中「美浜区稲毛海岸五丁目一番の四百二十四」を「中央区村田町八百九十三番二百二十九」に改め、同表四百六十八号の項中「茨城県稲敷郡河内町十三間戸字立野三百五十一番地先」を「千葉県香取郡大栄町吉岡字来光台千百七十五番一」に改める。

附 則

この政令は、平成十五年六月四日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。